

総務省、農林水産省

告示第一号

経済産業省、国土交通省

総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第四条第六項の規定に基づき、総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針（昭和六十二年国土庁、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の全部を次のように変更したので、同条第七項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

平成十六年二月二十五日

総務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 亀井 善之

経済産業大臣 中川 昭一

国土交通大臣 石原 伸晃

総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針

(序文)

総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）に基づき、各都道府県において同法第一条に規定する整備（以下「総合保養地域の整備」という。）が進められ、国民の余暇活動の充実や地域の活性化に一定の効果をあげてきている。

一方で、社会経済情勢の変化により企業の開発意欲が減退したこと、国民の滞在型余暇活動に対する潜在的需要が顕在化しなかったこと等のため、同法第五条第一項の規定により作成され、同法第四項の規定による同意を得た基本構想（同法第六条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本構想」という。）に位置付けられた特定施設の整備は予定どおりには進んでいない。

また、周遊視察型の余暇活動の減少、スキー・ゴルフ・テニス人口の減少、体験型の余暇活動に対するニーズの高まり等、余暇活動について質的な変化も生じており、こうした動向をとらえて、地域住民や地元の民間企業の発想も取り入れた様々な創意工夫を凝らした取組により成果をあげている事例もでてきている。

このような社会経済情勢の変化を踏まえ、「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基

本方針」(以下「基本方針」という。)を今般変更するものである。今後は、本基本方針を指針として、各都道府県において同意基本構想の抜本的な見直しが進められ、国民のニーズに対応し、真に地域振興に寄与する多様性のある総合保養地域の整備が促進されることが期待される。

今般の変更は、以下による「総合保養地域の整備の再スタート」を目指すものである。

第一に、現行の同意基本構想の廃止を含めた抜本の見直しである。都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本に見直す必要がある。見直しにおいては、特定施設や重点整備地区のニーズを再検討し、絞り込みを含めた整備の重点化を図るとともに、ソフト面の一層の充実を行うことにより、同意基本構想の実現性を高めることが重要である。見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想は廃止するものとする。

第二に、総合保養地域の整備の進め方については、需要の見通しを踏まえ、整備の工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に進めるものとする。

第三に、総合保養地域の整備は、社会経済情勢の変化に常に適切に対応しつつ進める必要があることから、都道府県においては、今後も政策評価を行い、同意基本構想を適時・適切に見直すものとする。国は、同意基本構想の変更に係る手続の簡素化等を行ったところであり、今後、変更が迅速に行われるよう努めるものとする。主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を見直

すものとする。

第四に、ソフト面の一層の充実と地域間交流の促進である。総合保養地域については、整備される施設や提供されるサービスが全国画一的であるとの指摘もみられるところである。今後は、各々の地域が、自然や歴史、文化等の地域の魅力を総合的に活用し、地域ならではの創意工夫を凝らした取組により来訪者の立場に立ったサービスを提供し、地域の魅力を向上させ、地域間交流を活発に行っていくことが望まれる。

一 総合保養地域の整備に関する基本的な事項

1 意義及び理念

近年、ゆとりある国民生活や地域振興を実現する上で、都市・地方間の交流の促進が重要になっている。

すなわち、国民の間では、他の地域に滞在し、学習の目的を持って、その地域の持つ自然や歴史、文化等をじっくりと探勝するもの、その地域の特産品の生産や暮らしぶりを体験するもの等滞在・交流型の余暇活動が求められている。特に、地方における滞在空間は、国民にとっての「癒しの空間」になりうるものであり、その生活の質に大きくかかわっている。

他方、総合保養地域においては、近年、優れた自然や歴史、文化等地域の特色ある資源を効果

的に活用しつつ、創意工夫により地域の活性化に成果をあげている事例が出てきている。このような地域の意欲ある取組をさらに促進することにより、交流人口の増加を通じた地域の活性化を図っていく必要がある。

このような社会経済情勢の変化を踏まえ、総合保養地域の整備を促進することにより都市等と総合保養地域との交流を進め、ゆとりある国民生活の利便の増進並びに当該地域及びその周辺地域の振興を図ることが引き続き必要である。

その際、今後の総合保養地域の整備に当たっては、自然や歴史、文化等地域の資源を活用した独自の魅力の向上、施設の運営・経営や利活用の工夫、利用促進、地域住民をはじめ総合保養地域を支える人材の育成、さらに地域全体の連携強化などのソフトの充実や、それを生かした地域間交流を促進することが望ましい。また、各地域においては、利用者の滞在期間を踏まえて、長期又は短期の滞在者に提供するサービスの内容を考えていくことが重要である。

2 総合保養地域の性格及び機能

以上のような観点から、次のような性格及び機能を有する総合保養地域の整備を促進するものとする。

- (1) 広く国民が、良好な自然環境及び生活環境の中で余暇等を利用して滞在するとともに、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動を行うことができる地域

であること。

(2) 地域自らの創意と工夫により気候、地勢、歴史、文化、伝統、立地条件等の地域の特性を最大限に発揮した特色と独自性に満ちた地域であること。

(3) 特定施設と公共施設が総合的に整備され、また、施設の整備と併せて、サービスの質の高い運営が行われる地域であること。

(4) 相当規模の区域に、特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（重点整備地区）が数箇所程度存在し、それらが相互に有機的な連携を有する一体的な地域であること。

(5) 地域の整備と併せて、地域の資源を活用した総合保養地域の整備に関連する産業、農林漁業・商工業等の産業の育成・振興が図られることにより、当該地域及びその周辺の地域の振興に大きく寄与する地域活性化の拠点であること。

3 総合保養地域の整備の進め方

総合保養地域の整備は同意基本構想に基づいて行う。その際、長期的な展望に立ちつつ、おおむね十年間を目標として、次の事項に留意しつつ、計画的かつ一体的な整備に努めるものとする。

(1) 総合保養地域の整備は、目標時期や政策目標を明示して行うものとする。このため、同意基本構想において目標時期を明示するとともに、総合保養地域における利用者数及び雇用者数等で地域として適当と考える指標を、国民生活に直接結びつく政策目標として設定し明示する。

- (2) 総合保養地域の整備は、工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に進めるものとする。
- (3) 総合保養地域の整備は、社会経済情勢の変化に常に対応しつつ進めるものとする。このため、都道府県においては、政策評価を適切に行い、同意基本構想を適時・適切に見直すものとする。
また、国は、同意基本構想の変更が迅速に行われるよう努めるものとする。
- (4) 総合保養地域の整備は、地域全体として取り組むことが望ましい。このため、都道府県内における調整・連絡体制の充実強化を図るとともに、地域の実情に応じ、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民、NPOや住民組織等からなる推進連絡協議会その他関連の協議会を活用すること等により、これらの者の間の連携の確保に努めるものとする。
- (5) 総合保養地域における特定施設の整備に当たっては、地域の資源の活用を図りつつ、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活用する。
- (6) 国及び地方公共団体は、民間活力の導入による特定施設の整備と併せて、総合保養地域の整備に必要な公共施設の整備の推進に努める。
- (7) 調和のとれた総合保養地域にふさわしい空間形成を図るため、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努める。
- (8) 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）等による処分、国有林野の活用及び港湾に係る

水域の利用について適切に配慮することにより、同意基本構想の実施の促進に努める。

(9) 総合保養地域全体の調和ある発展が図られるよう、地域の特性を生かしつつ特定施設に係る産業、農林漁業、地場産業等の振興に努める。

(10) 総合保養地域の整備に当たっては、自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定等に配慮する。

(11) 総合保養地域の整備に当たっては、景観は地域の重要な価値であることにかんがみ、条例やガイドラインの制定、建築や看板設置における配慮等により、優れた景観の保全及び形成に努める。

(12) 総合保養地域の来訪者に対して、自然体験、農林漁業体験等の指導や、地域の自然や歴史、文化等の紹介が適切に行われるよう、人材の育成及び組織化並びに来訪者に対しインストラクター、案内人を紹介する体制の整備に努める。

(13) 児童・生徒又は一般を対象とした体験活動の実施等により、都市等との間での交流の促進に努める。

二 特定地域の設定に関する事項

総合保養地域の整備を行おうとする地域については、以下の諸点に留意して設定するものとする。

1 良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設の総合的な整備を行うことができる相当

規模の地域であること。

原則としておおむね十五万ヘクタール以下の規模のものであること。

2 自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域であること。

整備される重点整備地区及び当該地区の特定施設がそれぞれ相互に有機的なつながりを持ち得るよう、自然的経済的社会的条件からみて総合保養地域の整備が一体として効率的に行われることが適当であると認められる接続した地域であること。

なお、海域で隔てられている離島等については、他の地域と一体性を有していると認められる場合には、接続しているものとみなすことができるものであること。

また、地域の設定は、原則として市町村を単位として行うものとする。

3 特定施設の用に供する土地の確保が容易であること。

土地の利用状況、土地に係る法律等による規制の状況等を総合的に判断して、重点整備地区と見込まれる地区において特定施設の用に供することが可能な土地の確保が容易であること。

4 産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域以外の地域であること。

5 特定民間施設の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件からみて相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

総合保養地域として整備すべき地域は、将来にわたって国民のニーズが見込まれ、民間事業者によって確実に施設が整備されることが予測される必要がある。

このため、当該地域において相当数の特定民間施設が現に整備され、又は今後整備される見込みがあること、総合保養地域の利用に必要な道路その他のアクセスが整備されており、又はその整備に過大な投資を必要としない地域である等の立地条件を備えていること、から判断してスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動を行うことができるに足りる諸施設が、主として民間事業者によって整備され、相当程度集積することが確実であること。

この場合、数箇所程度の重点整備地区と見込まれる地区において、当該地区に相当数の集客を可能にし、他の施設の整備を促進する諸施設が整備されつつあり、又は整備される見込みがあることが必要であること。

なお、整備の見込みがあるかどうか判断するに当たっては、将来にわたりニーズが見込まれることが前提であること。そうした認識の下で、整備を行う民間事業者による施設の概要、事業実施時期等を明らかにした具体的な整備計画が存在し、かつ、その実現性を担保するものとして将来にわたるニーズを踏まえた民間事業者によるフィージビリティ・スタディ（立地可能性調査）及び施設整備に関する意思の表明が行われていることを確認すること。

その上で、立地条件、関係者の施設の整備・運営の能力、地域の推進体制等を踏まえて整備の見込みについて判断すること。

三 重点整備地区の設定に関する事項

1 重点整備地区の性格及び機能

重点整備地区は、次のような性格及び機能を有するものとする。

- (1) 特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区であること。
- (2) それぞれの地区において地区ごとの特色が明確となるような整備が図られること。
- (3) 特定施設が計画的、一体的に整備されるものであること。
- (4) 人及び施設が集積する地区における良好な生活空間の形成等の地域づくりの観点から秩序ある土地利用や良好な景観形成に対する配慮がなされ、立地する環境との調和が十分図られると認められる地域であること。
- (5) 重点整備地区が有機的な連携を有することにより、一つの総合保養地域を形成するものであること。

2 重点整備地区の立地及び規模

重点整備地区は、次の要件を満たす地域について、原則として市町村の字を単位として設定するものとする。

(1) 地形、特定施設の整備に関する構想の内容、特定施設のために確保できる用地の存在、施設の存在等を総合的に勘案して、一体的かつ総合的に整備されることが適当と認められる地域であること。

(2) 各重点整備地区間について、交通条件の整備がなされているか、又はその整備が見込まれていないか。

(3) 原則として、おおむね三千ヘクタール以下の接続した地域であって、箇所数は 数箇所程度であること。

なお、地区の区域に水域を含むことは差し支えないものであること。

四 特定施設の設置及び特定民間施設の運営に関する事項

1 特定施設の設置

総合保養地域の整備に当たっては、民間事業者の経営力及び企画力を最大限に活用しつつ、次の点に留意して特定施設の設置を図ることとする。

(1) 国民が滞在しつつ、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動を行うことができる施設の設置に努めること。

(2) 将来にわたり国民のニーズが見込める内容及び形態を有する施設であること。

(3) 地域の立地条件を踏まえるとともに、気候、地勢、歴史、文化、伝統等における地域の特色

を生かした魅力的な施設の設置に努めること。

- (4) 特定のシーズンだけでなく、全体として四季を通じて利用される施設の設置に努めること。
- (5) 各特定施設を総合的かつ計画的に設置し、相互に有機的な連携を有するものとする。
- (6) 特定施設の設置に当たっては、既存の施設との調和や連携を図るとともに、その積極的な活用を図ること。

- (7) 特定施設の整備に際しては、その地域の自然環境の保全との調和、水質等の保全、良好な景観やアメニティ等の保持・形成、秩序ある土地利用にも十分配慮すること。

- (8) 特定施設の設置に当たっては、国民のニーズを踏まえつつ段階的な整備を行うことも十分検討すること。

設置される特定施設は、次のとおりであること。なお、他の施設に附属している施設と考えられるものは主たる施設に区分すること。

ア スポーツ又はレクリエーション施設

国民の心身の健全な発達を図り、レクリエーションに資するための自然的条件に応じた施設

設

イ 教養文化施設

国民の生涯を通じた学習活動、音楽、美術、工芸等の文化創作活動、地域の自然、文化、

産業等とのふれあい体験等のための施設

ウ 休養施設

総合保養地域における憩い、良好な自然環境や温泉等を活用した健康の増進等のための施設

エ 集会施設

地域・世代・国籍を超えた人々との交流、多彩なイベント及びコンベンションの開催並びに企業や学校等の教育及び研修のための施設

オ 宿泊施設

総合保養地域における滞在のための施設（居住型又は分譲型のものを除く。）

カ 交通施設

地域内の移動等のための施設

キ 販売施設

総合保養地域の滞在者がショッピングを楽しむとともに、日用品、食料品、土産品等を購入するための施設

ク 滞在者の利便の増進に資する施設

熱供給施設、食品供給施設、污水共同処理施設その他の総合保養地域の滞在者の利便の増

進に資する施設

2 特定民間施設の運営

特定民間施設の運営は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 国民のニーズを常に的確に把握して、広く国民が、安心して適正な価格でホスピタリティに満ちた質の高いサービスの提供を受けることができるよう努めること。
- (2) サービスの内容において、立地条件を踏まえるとともに、気候、地勢、歴史、文化、伝統等における地域の魅力を最大限に提供するよう努めること。
- (3) 安定的かつ健全な経営が行われるよう、利用者の確保及び増大に努めるとともに、適切なシーズン・オフ対策を講じるよう努めること。
- (4) 総合保養地域の整備が地域の振興・活性化に結びつくよう、地域住民の雇用、食料品等の地元調達、地域の自然、文化、産業等の紹介等に努めること。
- (5) 施設の利用者に対してスポーツ、教養文化活動、学習活動等の指導や、地域の自然、文化、産業等の紹介が適切に行われるよう人材の育成及び確保に努めること。
- (6) 地域特性に応じ、家族単位の利用者又は高齢者、外国人等を含めた利用者が、快適かつ安全に施設を利用することができるよう、必要な配慮を行うよう努めること。
- (7) 各運営主体による連絡協議組織の設立・運営等を通じ、諸施設が相互の密接な連携・協力の

下に利用促進のための取組、広報・宣伝、従業員・指導者等に対する研修・指導、先進事例の調査研究等様々な取組を行うことにより、地域全体としての一体的な運営が図られるよう努めること。

五 公共施設の整備の方針に関する事項

国及び地方公共団体は、特定施設の整備と併せて、総合保養地域の整備に必要な道路、飛行場、下水道、公園、緑地、広場、河川等の公共施設の重点的、計画的かつ着実な整備に努めること。

六 総合保養地域の整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

望ましい総合保養地域の整備を推進するためには、特定施設の整備主体たるスポーツ又はレクリエーション産業、教養文化産業、観光業、小売商業等の関連産業が総合保養地域内に適切に集積し、健全な発展を遂げていくことが必要であるとともに、総合保養地域の整備と併せて農林漁業、地場産業等の振興を図り、総合保養地域全体が地域の特性を生かしつつ、調和のある発展を遂げていくことが必要である。

このため、以下の点に配慮して産業の振興に努めること。

1 総合保養地域の整備に直接的に関与するスポーツ又はレクリエーション産業、教養文化産業、観光業、小売商業等の関連産業が相互に連携し、機能を補完し合いながら、健全な発展を遂げ得るよう、これらの関連産業の振興に努めること。

この場合、中小企業の振興にも配慮すること。

2 総合保養地域の整備の一環として、新鮮かつ地域性豊かな食料の供給、地域の農林水産物を利用した加工、流通、販売等を促進するため、農林漁業の生産基盤の整備等必要な農林漁業の振興に努めるとともに、農山漁村の豊かな自然や美しい景観等を活用して総合保養地域における農林漁業体験活動等を実施し、都市との共生・対流の拡大を推進すること。

3 地域色豊かな魅力ある総合保養地域の整備を図るとともに、地域経済社会との調和がとれた総合保養地域の整備を促進するため、地元の伝統工芸品産業の高度化及び普及・宣伝に努める等地方産業等の振興に努めること。

七 配慮すべき重要事項

1 自然環境の保全との調和

総合保養地域の整備に当たっては、必要に応じて自然環境に与える影響を調査・検討すること等により、自然環境の保全に十分配慮すること。

また、特定地域が自然公園の区域内に設定される場合には、特定施設の設置等に際し、自然環境の保全に支障のないよう配慮するとともに、自然公園の適正な利用の増進に配慮すること。この場合、重点整備地区は、国立・国定公園等の優れた自然環境の保全に十分配慮して設定すること。

2 農林漁業の健全な発展との調和

農山漁村地域における総合保養地域の整備に当たっては、農林漁業の土地・水・水面利用との調整、優良農地の確保等に努めることにより、農林漁業の健全な発展との調和が図られるよう十分配慮すること。

3 居住機能との調和

総合保養地域の整備に当たっては、当該地域における既存の家屋等の居住施設との調和を図るとともに、別荘等の施設の設置が、特定施設と整合性を保って行われるよう十分配慮すること。

4 観光業の健全な発展

総合保養地域の整備に当たっては、当該地域及び周辺の観光地等とのネットワークを形成し、地域の魅力を発信することにより、地域全体の活性化と観光業の健全な発展に努めること。

なお、重点整備地区の設定に当たっては、周辺の観光地における集積の活用にも十分配慮すること。

5 地価の安定

総合保養地域の整備に当たっては、地価の動向及び土地取引状況の把握に努め、地価の安定が図られるよう留意すること。

6 その他配慮すべき重要事項

(1) 適正かつ合理的な土地利用の推進

調和のとれた総合保養地域にふさわしい空間形成を図り、乱開発を防止するため、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令の適切な運用等を図ることにより適正かつ合理的な土地利用の推進に努めること。

(2) 地域の振興又は整備に関する計画との調和

基本構想は、国土総合開発計画、各地方の開発計画その他地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。

(3) 環境の保全等

総合保養地域の整備に当たっては、基本構想の作成及び事業の実施に際しその内容に応じて環境保全上の観点から検討を行うこと等により、生活排水及びし尿による水質汚濁の防止、廃棄物の排出抑制及び適正処理等環境の保全に十分配慮すること。

また、文化財の保存と活用に配慮すること。

(4) 安全性の確保等

国土の保全等に配慮し、適切な治山・治水対策等による安全性の確保に努めるとともに、水資源の確保について配慮すること。

また、交通の安全と円滑の確保及び防犯等国民生活の安全性の確保に配慮すること。

(5) 自由時間増大の促進

総合保養地域の利用の促進を図るためにも労働時間の短縮等国民の自由時間の増大に努めること。